

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した人へ マイナポイントの受け取りは5月末までに

マイナポイントの受け取り手続きがまだの人は、お早めに申請してください。

マイナポイント 第2弾	もらえるポイント (合計20,000円相当)	付与方式	対象	ポイントの 申請期限
Aカード新規取得者など (マイナポイント未申込者を含む)	最大5,000円相当のポイント	20,000円のチャージまたは決済に対し、付与率25% (最大5,000円相当) のポイント付与	発行申請を2月末までに行ない、マイナンバーカードが手元にある人	5月末 ※Aを受け取るためには、5月末までにチャージ・決済まで完了する必要があります
B健康保険証利用申し込み	7,500円相当のポイント	直接付与方式 ※チャージや決済に関係なく、各7,500円相当のポイントを付与		
C公金受取口座登録	7,500円相当のポイント			

- ▶受け取り手続きの方法
- スマートフォンにマイナポイントアプリ・マイナポータルアプリをダウンロードして、アプリから申し込む。
 - 市役所1階の支援窓口で申し込む。(平日のみ 午前9時～午後4時30分受け付け)
 - 手続きスポット(携帯ショップ、郵便局、コンビニATMなど)で申し込む。

▶手続きに必要なもの

- マイナンバーカード(有効期限内のもの)
 - 数字4桁の暗証番号(利用者証明用・券面事項入力補助用)
 - マイナンバーカードと同じ名義の銀行口座が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)
 - 対象となるキャッシュレスサービス(電子マネー、アプリ、クレジットカードなど)
- ※選択するサービスによっては、アカウント情報や事前登録が必要です。不明な場合は事前にお尋ねください



▲マイナポータル



▲マイナポイント事業

●問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
マイナポイントについて
企画課 企画広報班
☎096-248-1813
マイナンバーカードの申請について
市民課
☎096-248-1113



市ホームページ



市LINE

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎096-321-6547

令和5年度の新型コロナワクチン接種について

令和5年4月以降の接種方針が国から示されました。予約開始の日時などの詳細内容については、今後決まりましたら、広報紙やホームページなどでお知らせします。

5歳～11歳、6カ月～4歳の接種について

引き続き接種を行いません。初回接種を希望する場合は、市コールセンターにご連絡ください。また、5歳～11歳の追加接種に使用するワクチンがオミクロン株対応2価ワクチンに変わります。未接種分の接種券をお持ちで接種を希望する場合は、市コールセンターへ連絡してください。

▼4月以降の新型コロナワクチン接種について

接種時期	春夏(5月～8月)	秋冬(9月以降)
対象者	・65歳以上の人 ・基礎疾患がある人(12歳から64歳) ・医療従事者など	初回接種(1・2回目)を終了した5歳以上の全ての人
使用ワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン	国で引き続き検討
接種費用	無料	無料

春夏接種

- 65歳以上の6回目接種対象者には順次接種の案内と接種券を送付する予定です。(3～5回目が未接種の人は、お持ちの接種券で接種できますので、新たな送付はありません)
 - 基礎疾患がある人や医療従事者などは、接種券の発行申請が必要です。市コールセンターへご連絡ください。
- ※初回接種(1・2回目)をしていない人への初回接種は引き続き実施していきます

市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者へ

令和5年度人間ドック受診費用を補助します

●問い合わせ先 健康づくり推進課(ワイプル内) ☎096(248)1173

人間ドック受診費用の一部を補助します。健診受診は健康づくりの第一歩です。早期発見・早期治療のため、定期的に受診しましょう。

▼対象(①②ともに先着順)

- 国民健康保険加入者(900人)
令和5年4月1日時点および受診日に、国民健康保険に加入している人
本年度中に満40歳以上になる人
国民健康保険税の滞納がない人
特定健診(集団健診・個別健診)を受けない人
- 後期高齢者医療制度加入者(250人)
受診日時点で、後期高齢者医療制度に加入している人
後期高齢者医療保険料の滞納がない人

▼補助の内容

後期高齢者健診(集団健診・個別健診)を受けない人
人間ドック検診料金の7割以内で、上限2万5千円
※コース内容・料金表、人間ドック補助金申請書などは4月下旬に各申込窓口に配置します

▼申込期間・場所

通常窓口	臨時窓口
5月11日(木)正午～31日(水)	5月10日(水)～11日(木)正午まで
・健康づくり推進課(ワイプル内) ・西合志総合窓口(御代志市民センター内) ・泉ヶ丘支所 ・須屋支所	・ワイプル(ロビー) ・西合志総合窓口(御代志市民センター内) ・泉ヶ丘市民センター(多目的ホール) ・須屋市民センター(体育館)

※期間を過ぎた場合は受け付けできません

▼持ってくるもの

保険証

▼注意事項

受診日前に国民健康保険の資格を喪失(社会保険への加入など)した人には補助ができません。
特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象に該当しないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。

まちづくりに参加しませんか

自治基本条例推進委員会委員を募集

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096(248)1813

市では、『合志市自治基本条例』を制定し、市民・市議会(議員)・市の執行機関(市長・市職員)の三者によるまちづくりを推進しています。この自治基本条例の運用状況を確認し、条例の基本的な事項について調査・審議する機関として『合志市自治基本条例推進委員会』を設置しています。
委員には、各種団体から推薦された委員の他に、市民の皆さんからの公募による委員も選任していますので、改選に伴い次のとおり委員を公募します。

▼委員の仕事

- 自治基本条例の運用状況確認と検証の審議
- 自治基本条例の啓発に関することなど

▼募集人数 3人

※作文などを参考に選考します

▼任期 6月1日から2年間

▼応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を明記し『応募の理由』と『合志市のまちづくりに関して思うこと』の作文(800字以内)を企画課まで提出してください。応募は、持参、郵送、ファクスまたはEメールでお願いします。

なお、様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課企画広報班に備えています。また、ホームページからも印刷して使用できます。



▼募集期限 4月28日(金)

▼応募先

〒861-1195(住所記載不要)
合志市役所 企画課 企画広報班
☎kikaku@city.koshi.lg.jp
☎096(248)1196

